[論文]

安保法制の「本質」

飯島滋明

名古屋学院大学経済学部

要旨

2021年7月に麻生副総理,2021年12月に安倍元首相は、中台危機が発生すれば「存立危機事態」等の認定の可能性に言及した。彼らの発言、そして2016年11月の南スーダンへの自衛隊派遣や2017年4月の米艦防護が証明するのは、日本が攻撃されてもいないのに、政治家の判断で世界中での自衛隊の武力行使を可能にする「安保法制」の本質である。アジア・太平洋戦争では近隣諸国の民衆2000万人以上、日本国民310万人もの犠牲者が出た。政治家たちは兵士や市民には「国のために死ぬこと」を命じた。ところが戦争を起こした政治家等は、自分たちは危険になると「逃げた」。戦争は極めて悲惨で無責任な行為であることが明らかになった。そこで日本国憲法では徹底した「平和主義」が採用され、政治家等に戦争や武力行使を禁じている。日本国憲法の意義を踏まえれば、政治家の判断で世界中での自衛隊の武力行使等を可能にする「安保法制」は憲法的に正当化できない。

キーワード:安保法制,存立危機事態,重要影響事態,平和的生存権

On The Nature of new national security law

Shigeaki IIJIMA

Faculty of Economics Nagoya Gakuin University

1 はじめに

2021年7月、麻生太郎副首相は、中台危機が発生すれば「安保法制」(2015年9月19日成立、2016年3月26日施行)に基づく「存立危機事態」を認定する可能性に言及した。2021年12月、安倍晋三元首相も「安保法制」に基づく「重要影響事態」や「存立危機事態」の適用に言及した。麻生・安倍元首相のこうした発言がメディアなどで大々的に問題とされた形跡はない。ただ、「安保法制」に基づく「重要影響事態」や「存立危機事態」が何を意味するか分かる人からすれば、安倍元首相や麻生元首相の発言には驚愕したのではないだろうか。後述するが、とりわけ「安保法制」に基づく「存立危機事態」と政府が認定すれば、日本が攻撃されたわけではなくても政府の判断で世界中への自衛隊の派兵や武力行使が可能になる。安倍元首相や麻生元首相などの発言は安保法制の「本質」をより明確にした。麻生・安倍発言だけでなく、2016年に安保法制に基づいて南スーダンに派遣された自衛隊に付与された「駆け付け警護」「宿営地の協同防護」任務、さらに2017年から18年にかけて安保法制に基づいて実施された「合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護のための武器の使用」(自衛隊法95条の2)も、「安保法制」の「本質」を明確にした。本稿では麻生・安倍発言や実際に安保法制が発動された実例を踏まえ、より明確になった「安保法制」の本質を論じる。

2 「戦争参加法」「戦争準備法」の性格をもつ安保法制 ~中台問題をきっかけとする安倍晋三・麻生太郎元首相等の発言を手がかりに~

(1) 安倍晋三・麻生太郎元首相等の発言が意味するもの

「中国の太平洋進出を阻止するため,アメリカ軍に代わり日本の自衛隊の配備が南西諸島で強化されている。しかし,中国軍への武力攻撃をするための法的根拠として,安保法制前の「武力攻撃事態」(旧自衛隊法76条)では無理がある。

そこで、日本が攻撃されているわけではないが、日本の安全や平和が根底から覆される明白な危険という「存立危機事態」という法的概念をあらたに作り出し、米中の軍事衝突は「存立危機事態」にあたるとして、自衛隊の武力行使を可能にするのが「安保法制」である」。

上記は『自衛隊の変貌と平和憲法』(現代人文社,2019年)135頁での私の記述である。残念なことに、2021年には政治家たちの発言からは上記の危険が顕在化しつつある。

まず,「存立危機事態」に関する麻生太郎元総理の発言を紹介する(『読売新聞』2021年7月5日付 〔電子版〕。〔 〕は飯島による補足〕。

「麻生副総理兼財務相は〔2021年7月〕5日,東京都内で講演し,中国が台湾に侵攻した場合, 日本政府が安全保障関連法の定める「存立危機事態」と認定し,限定的な集団的自衛権を行使 する可能性があるとの認識を示した」。

[中略]

「麻生氏は「(台湾で)大きな問題が起きると、存立危機事態に関係してくると言って全くおかしくない。そうなると、日米で一緒に台湾の防衛をしなければならない」と述べた」。

次に安倍晋三元総理の発言を紹介する(〔〕は飯島による補足)1)。

「安倍元総理大臣は〔2021年12月〕13日夜,BS日テレの「深層NEWS」で「台湾で何か有事があれば「重要影響事態」になるのは間違いない。アメリカの艦艇に攻撃があれば,集団的自衛権の行使もできる「存立危機事態」となる可能性がある」と述べ,台湾有事は,日本の存立が脅かされる「存立危機事態」となる可能性があるという認識を示しました」。

そして元自衛隊のトップであった河野克俊氏の発言も紹介する。河野克俊前統合幕僚長も『南日本新聞』2021年9月2日付〔電子版〕で以下のように述べている。

「本格的な〔台湾への〕上陸、台湾の離島への侵攻、サイバー攻撃や国内かく乱を合わせた侵攻。 いずれの危機も考えなければならない。事態の段階によって安保法制に基づき自衛隊も動く」 (〔〕) は飯島補足、傍点も飯島強調)。

こうして日本が攻撃されたわけでもないのに、政治家や自衛隊のトップであった者たちは安保法制 を根拠に自衛隊の海外での武力行使の可能性に言及した。

安保法制が成立するまでは、かりに台湾をめぐって中国とアメリカで武力衝突が生じても、自衛隊が出動してアメリカと一緒に武力行使をするとは政治家や元自衛官トップは発言しなかった。たとえば岸信介首相は1960年3月11日衆議院日米安保特別委員会で「日本の自衛隊が日本の領域外に出て行動することは、これは一切許されないのであります」と発言した。1969年2月19日、衆議院予算委員会で佐藤栄作首相も「わが国の憲法から、日本は外へ出て行く、そんなことは絶対にないのでございます」と答弁した。岸首相や佐藤首相の国会答弁のように、日本が攻撃されたわけでもないのに自衛隊が海外に出動して武力行使をすることは憲法9条等で認められないというのが歴代日本政府の立場だった。ところが麻生副首相や安倍元首相、河野克俊前統合幕僚長は台湾有事が生じた際、「重要影響事態」や「存立危機事態」を認定する可能性に言及した。ここで2015年の「安保法制」制定の際に導入された「存立危機事態」や「重要影響事態」とその法的効果に言及する。

(2) 「存立危機事態 | について

2015年に安倍自公政権下で成立した「安保法制」では、「我が国と密接な関係にある他国に対する

¹⁾ NHKサイト "台湾有事は存立危機事態"官房長官「状況に即し判断」https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211214/k10013387611000.html参照。

武力攻撃が発生し、これらにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある状態」が「存立危機事態」とされた(武力攻撃事態及び存立危機事態法2条4号)。「存立危機事態」と政府が認定すれば自衛隊法76条1項2号により「防衛出動」が認められ、自衛隊法88条で「武力の行使」も認められる。「防衛出動」には国会承認が必要だが、議院内閣制の下、とりわけ小選挙区制の導入で党首の影響力が強くなった現在の日本では、国会承認が「防衛出動」の濫用に対する歯止めとなることを期待することは困難である。安倍元首相や麻生元首相の発言は、中国と台湾をめぐって武力紛争が生じた際、日本の危機と時の政府が認定して自衛隊を派遣し、武力行使をする可能性に言及したことになる。

(3) 「重要影響事態 | について

安倍晋三元首相やのちに紹介する『東京新聞』2021年12月26日付では「重要影響事態」にも言及しているので、ここで「重要影響事態」にも言及する。中台危機に際して時の政府が「重要影響事態」の認定をしたらどうなるか。「重要影響事態」と時の政府が認定すれば、たとえば数時間前に戦闘が行われていても、「現に戦闘行為」が行われていなければアメリカ軍などへの「後方支援」も可能となる。戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油や整備も可能になる。実際に戦闘に向かうアメリカ軍に弾薬の提供を行う可能性も生じる²¹。たとえば佐世保基地(長崎県)、呉基地(広島

さらに「後方支援」の対象も拡大されている。「周辺事態法」3条2項では、「後方地域支援として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供(次号後段に規定するものを除く)は、別表1に掲げるも

^{2) 1997}年の「第二次日米ガイドライン」を受けて成立した、「ガイドライン関連法」の一つである「周辺事態法」 (1999年成立) では、「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力行使に至るおそれのある事態等我が国 周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」が「周辺事態」された。「後方支援」 も軍事的・国際法的にも「武力行使」と見做されるので「周辺事態法」時代も問題だが、「周辺事態法」での「周 辺事態」にはまだ「我が国周辺の地域における」との地理的制約が法的に設けられていた。

ところが「安保法制」では「周辺事態法」が改正され、「重要影響事態法」となった。「重要影響事態法」では「周辺事態」が「重要影響事態」に改正されたが、「重要影響事態」では「我が国周辺の地域における」との文言が削除された。「我が国周辺の地域における」との文言が削除されたことで、「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力行使に至るおそれのある事態等」と政府が認定すれば、地理的制約なしに自衛隊が行動できる法的構造となった。つまり世界中での米軍などへの自衛隊の支援が可能になった。そして「周辺事態法」(1999年)、「テロ対策特別措置法」(2001年)、「イラク特別措置法」(2003年)では、武力行使をしているアメリカ軍などへの支援は「非戦闘地域」でしか行うことができないと規定されていた。ここでいう「非戦闘地域」は、①現に戦闘が行われておらず、②自衛隊の活動期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる、という2つの要件を満たす地域とされてきた。ところが「周辺事態法」が改正された「重要影響事態法」2条3項では、「後方支援活動及び捜索救助活動は、現に戦闘行為(国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。)が行われている現場では実施しないものとする。ただし、第7条第6項の規定により行われる捜索救助活動についてはこの限りではない」と改正され、②の要件が廃止された。こうして目の前で実際に戦闘が行われていなければ、たとえば数時間前に戦闘が行われていても、後方支援をおこなう段階で「現に戦闘行為」が行われていなければアメリカ軍などへの「後方支援」も可能とされた。

安保法制の「本質」

県)、舞鶴基地(京都)、横須賀基地(神奈川県)、大湊基地(青森県)などの海上自衛隊の艦船が米艦船への弾薬などの提供を行う可能性が生じる。さらには出撃する米軍機の整備や給油などの支援、具体的には在日米軍基地、たとえば沖縄のさまざまな米軍基地、岩国基地(山口県)、厚木基地(神奈川県)、横田基地(東京)、三沢基地(青森県)、そして米軍機の臨時使用が想定されている築城基地(福岡県)³⁰ や新田原基地(宮崎県)から直接、戦闘に出撃する米軍機の整備や給油も日本が行う可能性に言及したことになる。実際に戦闘行為そのものをしているわけではないとしても、後方支援活動は「武力行使と一体化」と見做されるのが国際社会や軍事の常識である。アメリカ海兵隊の教本"Marine Corps Doctrinal Publication 4、Logistics、1997では、「兵站は戦闘の不可欠の部分である」(Logistics is an integral part of warfighting)とされている。国際法的にも、「他国軍への支援活動が『軍事活動に効果的に資する』(ジュネーブ諸条約第一追加議定書52条2項)ものであるとして攻撃対象となる可能性が、国際法上存在する」と青井未帆学習院大学教授は指摘する40。弾薬の提供や出撃する米軍機の整備・給油活動などは軍事的、そして国際法的にも「武力行使」と見做され、上記の基地などは必然的に攻撃対象とされる。たとえば築城基地や新田原基地には「分散パッド」が建設されているが、それが建設されているのは、防衛省も新田原基地や築城基地が攻撃対象となることを想定し

のとする」と規定されていた。そして別表1の「備考」では、一 物品の提供には、武器(弾薬を含む)の提供を含まないものとする。二 物品および役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。三 物品および役務の提供は、公海及びその上空で行われる輸送(傷病者の輸送中に行われる医療を含む)を除き、我が国領域において行われるものとする」とされていた。ところが「重要影響事態法」では、別表1の「備考」の(一)は、「物品の提供には、武器の提供を含まないものとする」と改正された。「周辺事態法」から「重要影響事態法」への改正に際しての別表「一」で「(弾薬を含む)」という文言が削除されたことで、「弾薬の提供」も法律に可能とされた。「二」が削除されたことで、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油や整備も可能にされた。「三」が削除されたことで、「我が国領域」という地理的限定がなくなった。

^{3) 2020}年7月以降、築城基地での米軍使用のための工事が急速に進んでいる。「緊急時」には築城基地を米軍が使用するとされている。ここでいう「緊急時」とは「日本に対する武力攻撃事態や武力攻撃予測事態及び周辺事態が想定される時」とされるが、「緊急時の使用」を決めるのは米軍である。また、滑走路を現在の2400 mから2700 m, つまり300 m延長するだけでなく、米軍のすべての軍用機が使用できるようにするために厚みを増すなどの強化もされる。現在想定されている米軍輸送機C-5Bは自衛隊の輸送機C-2の数倍の重さがあり、それに耐えられるように強化される。また米軍のための弾薬庫や燃料タンクも建設されている。米軍のために施設整備として12機程度の戦闘機、1機程度の輸送機、200人程度のアメリカ軍人を受け入れることが可能となる施設が前提とされているが、築城基地は岩国基地の第1番目の代替基地とされている。たとえば岩国基地が攻撃などをされて使えない場合、最初の代替基地とされるのが築城基地になるが、極東最大の軍事基地である岩国基地の代替基地として12機程度の戦闘機、1機程度の輸送機、200人程度のアメリカ軍人で済むのかの問題もある。現に当初、1棟とされた米軍庁舎は2棟とされた。そしてこの施設建設も日本の財政、言葉を変えれば私たちの税金が財源となる。航空自衛隊築城基地の基地強化は「新たな米軍基地の建設」と捉えるべき事態である。

⁴⁾ 青井未帆「安保関連法案の論点―「日本の平和と安全」に関する法制を中心に」長谷部恭男編『検証・安保 法案』(有斐閣, 2015年) 64頁)。

ているからであろう。こうして築城基地や新田原基地周辺の市民の「平和的生存権」が侵害されている。米軍や自衛隊の出撃拠点になるこれらの基地には軍事的には核攻撃の危険性もあることを踏まえれば、危機にさらされる市民は広範囲に及ぶ。

- 3 「戦争参加」「戦争準備法」としての安保法制の性質を明らかにした南スーダンへの自衛隊 派兵
- (1) 「武力の行使」「戦争」を禁止した憲法9条1項に違反する「駆け付け警護」(PKO協力法3条5号ラ)と「宿営地の共同防護」(PKO協力法25条7項)

安倍自公政権は2016年11月以降に南スーダンに派遣された青森の第9師団に「駆け付け警護」「宿営地の共同防護」任務を付与した。ただ、南スーダンに派遣された第9師団に安倍自公政権が命じた「駆け付け警護」「宿営地の共同防護」任務は「日本を守ること」と何の関係があるのか。首相官邸のHPにある「自衛隊の新任務『駆け付け警護』及び『宿営地の共同防護』の開設について」の個所にある「南スーダンへの自衛隊派遣が、日本にとってどんな意義やプラスがあるのですか?」の個所では、「日本人保護」「日本防衛」という目的が挙げられているわけではない。最後のほうに「今や、いかなる国も一国だけでは自分の国は守れません」等という、極めて抽象的な主張がなされているに過ぎない。「駆け付け警護」は、外国にいる武装集団に対して自衛隊が先に武力行使をする蓋然性が高い任務である。「宿営地の共同防護」だが、自衛隊の宿営地が攻撃されたのであればこの規定を根拠にする必要はない。外国軍を攻撃した武装集団に対して日本の自衛隊が武力行使をする任務である。「駆け付け警護」と「宿営地の共同防護」、いずれも日本が攻撃されたわけでもないのに自衛隊が先に攻撃することになる可能性がある。PKO協力法に「駆け付け警護活動」「宿営地の共同防護」任務を創設した、2015年9月の安保法制は、「武力の行使」「戦争」を禁止した、憲法9条1項に違反する。

(2) 「平和的生存権」の侵害

次に、「駆け付け警護」「宿営地の共同防護」は派遣された自衛官の「平和的生存権」を侵害する任務であった。「安保法制」があるから自衛隊員は安全になるなどと安倍首相は発言したが、戦場に派遣された自衛官はそう感じていない。私も『安保法制を語る! 自衛隊員・NGOからの発言』(現代人文社、2016年)等を編者として刊行する際、(元)自衛官などに聞き取りを実施した。日本防衛のためには命をかけると発言する(元)自衛隊員も、海外へ自衛隊派遣をする安倍自公政権に対しては厳しい批判をしていた。なお、「自衛隊員」と言っても違いがあることには留意が必要である。「幹部自衛官」はテレビや雑誌などで「安保法制」や自衛隊明記の憲法改正に賛成するが、曹士自衛官は、日本防衛に無関係の武力行使を認める安保法制や自衛隊明記の憲法改正に強く反対している。テレビや新聞などで安保法制や憲法改正に賛成する(元)幹部自衛官は実際に戦場に行かないが、実際に戦場に送られる曹士自衛官は日本防衛関係のない、海外での戦闘で生命や身体が危険にさらされるからである。実際、2016年11月、弘前の第9師団が安保法制を根拠に南スーダンに派兵された自衛隊員

の一人が「手足を失うことがないよう、半年後、必ず帰ってきます」⁵⁾と発言している。そして万が一、 海外の戦闘で殺されても、残された家族に十分な補償がなく、のちの家族の生活がどうなるかも心配 するので、多くの曹十自衛官は安保法制や自衛隊明記の憲法改正に反対している。

そして「平和的牛存権」について言及すると、いずれ詳しく平和的牛存権論を論じる予定であるが、 私は安保法制違憲訴訟で提出したいくつかの意見書・陳述書で、「政府の行為による「戦争」「武力行 使」や「軍隊」により、個人の生命、身体、健康が奪われたり脅かされない権利が「平和的生存権」 の中核的な内容となる。具体的には、個人が戦場に送られ、人を殺さない権利、そして「殺されない 権利等」が「平和的生存権」の内容になる」と記載した。2017年5月28日にNHKが放映した「変貌 するPKO 現場からの報告」では、南スーダンに派遣された自衛隊員が怯え、「遺書」を書かざるを 得ない状況に追い込まれた様子が報道されている。「遺書」を書いたのはアジア・太平洋戦争時の話 ではない。数年前の話である。「手足を失うことがないように」と発言せざるを得ない状況を生み出 した原因も「安保法制」である。実際、元国連特別顧問も「各国には犠牲を覚悟してもらわなければ ならない」と発言したことが「変貌するPKO 現場からの報告」で報道されている。自衛隊員は当 時の安倍首相、菅官房長官、稲田防衛大臣、そして自民党や公明党の判断で日本の防衛に関係のない 武力行使の任務を命じられ、陸自第9師団は南スーダンに派遣された。「政府の行為」によって自衛 官が南スーダンという戦場に派遣される。そして2016年11月には安保法制に基づいて「駆け付け警 護」「宿営地の共同防護」という、武力行使を伴う任務も自衛隊は安倍自公政権から命じられ、南スー ダンに派遣された。これらの任務を遂行すれば、自衛隊員は攻撃される危険性が高くなり、自衛官の 生命や身体、健康が奪われたり脅かされる。派兵される自衛官たちは「平和的生存権」が侵害されて いた。

(3) 派遣される自衛官の危険性に配慮しない政治家たち

本稿5で紹介するが、憲法の平和主義の意義は、いい加減で無責任な政治家等に戦争や武力行使をさせないことにある。南スーダンへの自衛隊派遣を命じた安倍首相や稲田防衛大臣は適切かつ責任ある判断をしたのか。安倍首相は「今般のPKO法改正においては、参加五原則が満たされて」いると国会で答弁した(たとえば2015年8月25日参議院安保法制特別委員会)。「PKO参加五原則」とは、自衛隊の国連平和維持活動(PKO)派遣が憲法9条で禁止された「武力の行使」とならないことを示すために歴代日本政府が設けた要件である。外務省のHP「PKO政策Q&A」では以下の要件が紹介されている。

- ① 紛争当事者の間で停戦合意が成立していること
- ② 国連平和維持隊が活動する地域の属する国及び紛争当事者が当該国連平和維持隊の活動及び当該 平和維持隊へのわが国の参加に同意していること

⁵⁾ しんぶん赤旗日曜日版編集部編『元自衛官が本気で反対する理由 安保法制反対20人の声』(新日本出版社, 2017年)84頁。

- (3) 当該国連平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的立場を遵守すること
- ④ 上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、我が国から参加した部隊は撤収することができること
- ⑤ 武器の使用は、要員の生命等の防護のための必要最小限のものを基本とすること

PKOへの参加が憲法上認められるために歴代日本政府が踏襲してきた「PKO参加五原則」だが、2016年11月に南スーダンに自衛隊を派遣するかどうかを判断する段階ではとてものこと、「PKO参加五原則」が満たされているとは言えない状況であった。

多くのメディアで紹介されているように、2016年7月には南スーダンで政府軍と反政府軍との間 に大規模な戦闘があり、270名以上の死傷者が出た。南スーダンのPKOに参加している陸上自衛隊 の2016年7月12日付の文書には「今後もUN(国連)施設近辺で偶発的に戦闘が生起する可能性!「直 射火器の弾着」「戦車や迫撃砲を使用した激しい戦闘」と記されていた(『朝日新聞』2017年2月10 日付)。2016年10月、7時間ほど南スーダンの首都ジュバ付近を視察した後、稲田防衛大臣は「ジュ バの状況は落ち着いている」と発言した。実際には、稲田防衛大臣が視察した直後、ジュバ近くで市 民が襲撃され、多数の市民の死者が出ていた。2016年10月14日から15日までの戦闘でも少なくと も60人が死亡している。安倍首相や稲田防衛大臣は、「〔2016年7月の出来事について〕武器を使用 して人が亡くなる、さらには物が損壊するという事態は生じましたが、それは法的な意味における戦 闘行為ではなく、衝突であるというふうに思います」(2016年10月11日参議院予算委員会での稲田 朋美防衛大臣答弁),「もちろん南スーダンは、例えば我々が今いるこの永田町と比べればはるかに危 険な場所」(2016年10月12日衆議院予算委員会での安倍首相答弁)との発言をした。紛争がおさまっ ていない地域に自衛隊のPKO派遣をすれば、歴代政府が設けた「PKO参加5原則」を満たさないだ けではない。なにより派兵される自衛官の生命や身体が失われる危険性がある。自衛隊派遣を予定し ている南スーダンの首都ジュバが本当に安全なのか、安倍首相や稲田防衛大臣は真剣に検討すべきで あった。そして2016年7月以降のジュバの状況を踏まえれば、とてものこと、自衛隊を派遣できる 状況ではなかった。稲田防衛大臣は2017年2月8日の衆議院予算委員会で,南スーダンの戦闘行為は 「法的な意味における戦闘行為ではない。国会答弁する場合、憲法9条上の問題になる言葉を使うべ きではないから、一般的な意味で武力衝突という言葉を使っている」と答弁した。南スーダンPKO に参加している陸上自衛隊の部隊の日報では「戦闘」という言葉が何度も使われていたにもかかわら ず、安倍首相や稲田防衛大臣は自衛隊の派遣を命じた。「もちろん南スーダンは、例えば我々が今い るこの永田町と比べればはるかに危険な場所 | 等との安倍首相や稲田防衛大臣の国会答弁は無責任に もほどがあろう。本稿5で紹介するように、いい加減で無責任な政治家たちの判断で一般の兵士が戦 場に行かされることを禁ずることに憲法の平和主義の意義がある。2016年11月以降、安保法制に基 づいて「駆け付け警護」「宿営地の共同防護」任務を付与して自衛隊を南スーダンに派遣した安倍自 公政権の対応は憲法の平和主義からは正当化できない。そして、そのような海外派兵の法的根拠となっ た「安保法制」もやはり憲法違反の法律となる。

(4) 「戦争参加法」「戦争準備法」としての本質が明確になった安保法制

麻生元首相や安倍首相の発言が明らかにしたもの、それは日本が直接、攻撃されたわけでもないのに台湾をめぐって中国と台湾、あるいは中国とアメリカの間で武力衝突が生じた際、政治家の判断でアメリカの軍事活動の支援、さらにはアメリカ軍と一緒に自衛隊が武力行使をする可能性をもたらす「安保法制」の本質である。さらに南スーダンへの自衛隊派遣も、とりわけ2016年11月以降に派遣された弘前の第9師団に「駆け付け警護」と「宿営地の協同防護」の任務を付与しての南スーダンへの自衛隊派遣も、日本防衛に関係のない武力行使に他ならない。安保法制は「戦争参加法」「戦争準備法」の性格を持つことが明らかになった。

4 「戦争招へい法」の性質を持つ「安保法制」

~ 2017年から18年にかけての日米軍事訓練に対する共和国の発言から~

2017年4月、朝鮮民主主義人民共和国はミサイル実験をおこなった。このミサイル実験に対して アメリカのトランプ大統領は「戦略的忍耐の時代は終わった」と発言したうえで、空母カール・ヴィ ンソンを中心とする「空母打撃群」を朝鮮半島に派遣した。4月26日、米太平洋軍のハリス司令官は 「米国は先制攻撃のさまざまな選択肢がある」,「米太平洋軍は今夜でも戦闘できるよう準備しなけれ ばならず」と発言した。こうした軍事行動は世界も懸念した。4月29日、ローマ・カトリック教会の フランシスコ法王は「もし戦争になれば多くの人々の命が失われる」と述べ、外交的手段での紛争解 決を求めた。こうして世界中が朝鮮半島情勢を危惧する中、稲田朋美防衛大臣は海上自衛隊の旗艦で ある「いずも」に米艦の防護任務を命じた。この護衛任務について、『日本経済新聞』2017年4月30 日付(電子版)は、「米艦護衛を初実施へ 安保法新任務 防衛省が命令」と報道されている。任務 に関しても「29日に日本海入りした米海軍の原子力空母カール・ビンソンなどに補給する可能性が ある」(『日本経済新聞』2017年4月30日付(電子版))とも指摘されている。空母打撃群を派遣され、 攻撃の可能性も示唆された朝鮮民主主義人民共和国からすれば,アメリカ軍の行為は「武力による威 「嚇」となる。そのアメリカ軍に加担して米軍の護衛任務をした日本の海上自衛隊も「武力による威嚇」 に加担したことになる。こうした米艦護衛任務は憲法9条1項で禁止された「武力による威嚇」に該 当する。さらにアメリカと北朝鮮が戦闘をはじめたら、米艦護衛をした日本の海上自衛隊も「武力の 行使」に加担する可能性もあった

そしてこの米艦護衛行為じたいも日本を戦争に巻き込む危険性をもたらした。以下の『読売新聞』 2017年5月3日付を紹介する。

「2017年5月2日付の北朝鮮の朝鮮労働党機関紙『労働新聞』は、4月下旬に行われた日本の海上自衛隊の護衛艦と米原子力空母『カール・ビンソン』の共同訓練を批判し、『朝鮮半島で核戦争が起る場合、最も大きな被害を受けるのは日本だ』と警告した。

さらに読売新聞では以下のような記事もある。

「1日には海自の護衛艦が安保法制法に基づいて初めて,『米艦防護』の任務に就いており,日本の連携強化をけん制する狙いがあるとみられる。同紙は,日本が『米軍の兵站基地,発進基地,出撃基地になっている』とし、『日本が真っ先に(核の)放射能の雲で覆われる』と強調した。

上記の『読売新聞』の記事のように、安保法制は日本への攻撃を呼び込む危険性をもたらす。 朝鮮民主主義人民共和国が安保法制に基づく自衛隊の活動を理由に日本を攻撃対象とする旨の発言 は上記だけではない。小西洋之参議院議員は安保法制違憲訴訟でも重要な貢献をしており、たとえば 安保法制違憲訴訟に関して裁判所に提出した意見書には防衛省などから入手した、多くの重要な資料 が掲載されている。ここでは小西洋之議員から私が提供を受けた資料から2点ほど、共和国側の発言 を紹介する。

まず、『朝鮮中央通信』2017年8月8日付では以下のように述べられている。

「現日本支配層は主人である米国の保護の下,2016年3月に「安全保障関連法」を発効させて「自衛隊」に「集団的自衛権」行使の権利を付与し、「自衛隊」の海外活動範囲を大幅に拡大した。」「中略)

「わが方は既に、日本列島ごときは決心さえすれば一瞬で焦土化してしまうことのできる能力を備えて久しい。(略)多種化された戦略兵器と水爆まで保有したわが方の面前で夏の夜のカゲロウのようにぱたぱたと無分別に狂奔するのが自滅を招く自殺行為となるということを理解できないところに日本の悲劇がある。日本反動らは、引き続きみみっちい面をさらして拙劣に振る舞っていては、無慈悲な核の拳の激しい強打を免れないであろうし、そうなった場合は日本列島が丸ごと太平洋に水葬されかねないということを理解すべきである。日本反動らは、最上の高みに達したわが共和国の戦略的地位と繰り広げられている事態を直視すべきであり、むやみにわが方に食って掛かって無分別に振る舞ってはならないであろう」。

次に『朝鮮中央通信』2017年11月20日付。

「現日本支配層は2016年3月に「安全保障関連法」を発効させて「自衛隊」に「集団的自衛権」の行使を付与し、「自衛隊」の海外活動範囲を大幅に拡大した。 (略) 現在、日本がわが方の自衛的正当防衛措置に「脅威」と食って掛かり、有事の際に朝鮮戦争に投入される米帝侵略軍の基本武力を駐屯させ、合同軍事演習に熱を上げていることは、米国と共に新たな朝鮮戦争を起こそうとする戦争ヒステリーである。しかし、誇大妄想に浮き立った日本は無分別に狂奔しない方が良いであろう。ひとたび朝鮮半島で戦争の火が上がれば、日本も絶対に無事ではいられない。日本にある米国の侵略基地と共に、戦争に動員される日本の全てのものがめちゃくちゃになりかねない。日本が軍国主義の馬車に乗って狂ったように疾走すればするほど、自滅のどん底にさらに深く陥る結果しかもたらされない」。

このように、朝鮮民主主義人民共和国は安保法制を根拠とする日米共同訓練を敵視し、いざという際には攻撃対象になる旨の発言を繰り返してきた。安保法制は「戦争招へい法」の性格も持つ。

5 政治家たちに戦争をさせない「平和主義 | とは相容れない「安保法制 |

アジア・太平洋戦争(1931年~45年)では、時の政治家たちや軍の上層部は国民(明治憲法の用語では「臣民」)には「国のために戦え」と命じて兵士や市民に戦争をさせた。ところが「愛国心」を説き、国のために死ぬことを求めた政治家や軍の上層部は、自分たちは危険になると国のために死ぬことなく、「逃げた」。1945年3月からはじまる沖縄戦では、国は沖縄にいる兵士や市民に対しては徹底抗戦を命じた。その結果、沖縄戦では20万人もの犠牲者が出た。住民も3人から4人に一人が犠牲となった。こうして徹底抗戦を命じられた沖縄では多くの市民や兵士の命が失われた。ところが権力者たちは1944年10月以降、東京から長野県の松代に逃げる準備をしていた。天皇が隠れる場所は地下60mまで隠れることができ、10トン爆弾にも耐えられるように作られていた。国のために死ぬことを国民に要求していた政治家や軍の上層部の者たちは逃げる準備をしていた。

また、1945年8月9日、ソ連軍が満洲に侵攻した。満洲にいた日本軍は国民を守ることなく、国民 を置き去りにして「逃げた」。置き去りにされた民衆だが、「各地で、囚人部隊とまで呼ばれたソビエ ト軍兵士によって、婦女暴行、略奪、殺人などがほしいままになされた」⁷⁰。関東軍が逃げる際だが、「い ち早く後退作戦をとった関東軍は、ソ連軍の急迫撃をおそれ、計画どおり諸方にかかる橋を破壊した。 結果的には、あとから逃げてくる老人や婦女子たちの進路と速度とを妨害したことになる。それがいっ そう悲劇をよんだ」8。ソ連が満洲に侵略した際には、こうした「地獄」が至るところで展開された。 その結果、「満州に渡った27万人の開拓民のうち、8万人が死亡した」90。その関東軍の作戦参謀だっ た草地貞吾元大佐は「中国残留孤児には責任を感じている。しかし、関東軍のせいだといった批判に は我慢ならない」と発言した上で、「戦時に軍隊に身の安全を守ってもらおうと考えるのは間違い。 軍は国家を守るため作戦を優先する。面倒など見てはいられない。それが戦争なのだ」と述べている (1987年1月31日付『朝日新聞』)。政治家に関しても、「そもそも満州開拓の最初の構想を、「満州産 業5か年計画」によって描き,経済政策を領導したのは,「満州は私の作品」とまで豪語した岸信介(安 倍晋三現首相の祖父)である」100が、岸信介は責任をとらず、のちに首相になった。岸信介氏の孫で ある安倍晋三前首相は「満州は攻め入って作ったわけではない」とか「満州の権益は、第1次世界大 戦で日本がドイツの権益を譲り受けた」などとの事実と異なる発言をして責任を回避している(『赤旗』 2005年8月1日付)。

「沖縄戦」の前に長野県の松代に逃げようとした権力者やソ連の満州侵攻に際しての関東軍や政治

⁶⁾ 飯島滋明「松代大本営から何を読み解くか」『名古屋学院大学論集 社会科学編第45巻第4号』(2009年)参照。

⁷⁾ 中村雪子『麻山事件 満洲の野に婦女子四百余名自決す』(草思社文庫, 2011年) 339頁。

⁸⁾ 半藤一利『ソ連が満洲に侵攻した夏』(文藝春秋, 2000年) 203頁。

⁹⁾ 新海均 『満州 集団自決』 (河出書房, 2016年) 13頁。

¹⁰⁾ 新海均前掲注9) 文献13-14頁。

家の対応に端的に示されるように、戦争で犠牲になるのは兵士や一般市民であること、そして政治家たちや軍の上層部は戦争を起こしながら、いざとなれば自分たちは逃げて責任をとらないなど、戦争は極めて非人道的な行為であると同時に無責任な行為であることが明らかになった。そこで日本国憲法では徹底した「平和主義」が採用され、政治家などによる戦争や武力の行使などを禁止した。憲法前文では、「日本国民は、〔中略〕、われらとわれらの子孫のために、〔中略〕、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」とのように、主権者である「国民」が政府に再び戦争をさせないと決意したことが明記されている。憲法9条1項でも、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」とされている。このように、国民が政治家たちに戦争や武力の行使をさせないという点に憲法の平和主義の意義がある。憲法のこうした意義にかかわらず、安倍・麻生元首相などの政治家や河野氏などの自衛隊のトップは海外での自衛隊の武力行使を可能にするのが「安保法制」である。安保法制は憲法の平和主義に一見して極めて明白に違反する。

6 安保法制違憲訴訟での裁判所の問題点

日本が攻撃されたわけでもないのに、政治家の判断で世界中での自衛隊の武力行使を可能にする「安保法制」。法律家であれば、「一見極めて明白に違憲無効」であることはすぐに判断できる。全国の弁護士会は、「安保法制は憲法違反」との声明を出した。22の都道府県で25の全国的な違憲訴訟も提起された。安保法制違憲訴訟では主に「平和的生存権」「人格権」「憲法改正・決定権」が争われているが、裁判所の判決には極めて問題が多い。安保法制違憲訴訟で裁判所が示してきた「平和的生存権」に関しても「法的根拠」「日本国憲法が想定する平和概念」「法的性質」などでも不当な判示が多いが、ここではそれらを除く2つの問題点を指摘する。

(1) 軍事や戦争の歴史や常識を踏まえない裁判所

まず、安保法制違憲訴訟で判決を下してきた裁判所は、軍事や戦争の歴史や常識を全く理解していないという致命的欠陥がある。裁判所の中には「少なくとも、集団的自衛権の行使等の対象となるべき特定の事象(米国による戦争等)が現実に発生した段階で、初めて我が国を攻撃対象とする戦争やテロ攻撃の恐れが切迫したか否かを検討しうるものであり、当該事象がいまだ発生していない現段階において、原告らの生命、身体の安全が侵害される具体的危険が生じたものと評価するに足りない」と判示したものがある(東京地方裁判所2019年11月7日判決)。このような判示をして恥ずかしくないのだろうか。戦争の歴史や軍事の常識・危険性を全く理解していない。東京地方裁判所は「集団的自衛権の行使等の対象となるべき特定の事象(米国による戦争等)が現実に発生した段階」に至れば本当に裁判所が判断できると思っているのか。この段階に至って裁判所が「違憲無効」と判示すれば戦争が止められるのか。この段階に至れば誰も戦争などは止められないだろう。第1次世界大戦はあ

れほど長期になるとは当時、だれも予測していなかった。つい最近の例でいえば2021年8月のタリバーンによるアフガニスタン占領はアメリカも予測できなかった。戦争は誰にも予測できず、急激に状況が悪化する危険性もある。だからこそ戦争が生じていない今、「戦争加担法」「戦争準備法」「戦争招へい法」たる安保法制を違憲無効にする必要がある。東京地方裁判所の判示は、「軍事や戦争の歴史や常識」を全く理解していないことを示している。そこで裁判所は軍事や戦争等の専門家を証人として裁判所に呼び、彼ら・彼女らの見解を真摯に踏まえることが「市民のための裁判所」「憲法の番人」としての裁判所に求められる。そうすれば、「戦争の段階」に至っていない等の空想的な判示をすることもなかっただろう。

さらに『産経新聞』2021年8月22日付は、安保法制を根拠に自衛隊が台湾有事の際にアメリカ軍と一緒に武力行使をした結果、「与那国など戦域の恐れ」「先島諸島は台湾有事の戦域に含まれる恐れがある」として、自衛隊が「国民保護等派遣」等の準備を「急務」にせざるを得ないと報じている。河野克俊前統合幕僚長も「台湾有事なら沖縄・鹿児島も戦域に。これは軍事的常識」と発言した(『南日本新聞』2021年9月2日付〔電子版〕)。与那国島、石垣島、宮古島などの先島諸島が「戦域」になり、島民を非難させざるを得ない状況、沖縄や鹿児島を戦域にすることになる状況を「安保法制」が生じさせた。日本が海外で武力行使をすれば当然、当然、攻撃した外国軍から日本も攻撃される。だからこそ元「統合幕僚長」という、自衛隊のトップすら「台湾有事なら沖縄・鹿児島も戦域に。これは軍事的常識」と発言している(傍点は飯島強調)。出撃拠点となれば、その地域も攻撃対象となる。日本が海外で武力行使をすれば日本じたいが攻撃されることは、別に自衛隊のトップでなくても、一般的常識をもった人であれば当然、分かる。「存立危機事態」の認定という「政府の行為」(憲法前文)によって、「再び戦争の惨禍」が起こされる可能性が生じた。その結果、自衛官は日本防衛に無関係の戦争に派兵される危険性を危惧し、市民は攻撃におびえざるを得ない状況に置かれる。

『東京新聞』2021年12月26日付では、「南西諸島に米軍臨時拠点」という記事が掲載された。この記事では「自衛隊と米軍が、台湾有事を想定した新たな日米共同作戦の原案を策定したことが分かった。有事の初動段階で、米海兵隊が鹿児島県から沖縄県の南西諸島に臨時の攻撃用軍事拠点を置くとしており、住民が戦闘に巻き込まれる可能性が高い」と記されている(傍点は飯島強調)。『東京新聞』では「米軍が拠点を置くのは、中国軍と台湾軍の間で戦闘が発生し、放置すれば日本の平和と安全に影響が出る「重要影響事態」と日本政府が認定したケース。重要影響事態は、安倍政権担当時の2016年施行の「安保法制」で規定されている」と指摘されている。

アメリカ海兵隊が新たに採用した「EABO(遠征前方基地作戦)」¹¹⁾ に基づく日米共同作戦計画に関して『東京新聞』では「沖縄 地上戦の再来危惧」,「台湾有事の緊急度が高まった初動段階で〔米軍は〕自衛隊の支援〔安保法制を根拠とする「重要影響事態」に基づく支援〕を受けながら部隊を投入する。……実行されれば南西諸島が攻撃対象となるのは必至で,住民の安全を考慮しない計画への批判は免れない」と記されている(〔〕は飯島補足。傍点も飯島強調)。上記『東京新聞』の記事にも

¹¹⁾ EABOに関しては飯島滋明「遠征前進基地作戦 (EABO) とその訓練」飯島滋明・前田哲男『進行する自衛 隊配備強化と市民監視』(平和フォーラム, 2021年) 参照。

あるように、「安保法制」が発動されれば市民の「平和的生存権」が侵害されるのは明白である。とりわけEABOの被害を大々的に被る危険性が高い沖縄は他人事で済まされない。EABOに関わる台湾有事日米共同軍事作戦計画の原案の問題が沖縄二紙でも大きく取り上げられた。2021年12月24日、玉城デニー知事は防衛省で鬼木誠防衛副大臣と面会した際、「再び攻撃の目標になることがあってはならない」と発言した。そして2022年1月7日、日米安全保障協議委員会(2+2)で、台湾有事日米共同作戦計画は「確固とした進展を歓迎」(防衛省仮訳)とされた。

政治家や軍のトップの判断で世界中での自衛隊の武力行使が可能になること、その結果、派兵され る自衛官や一般市民が犠牲となる危険性をもたらすのが「安保法制」である。にもかかわらず、安保 法制違憲訴訟に関わった裁判所は「軍事や戦争の歴史や常識」を弁えない結果、原告たちへの「平和 的生存権」侵害を認定しなかった。「台湾有事なら沖縄・鹿児島も戦域に。これは軍事的常識」(河野 克俊元統合幕僚長)である。『産経新聞』では与那国島、石垣島、宮古島など、先島諸島の市民10万 人の避難が示唆されている。先島諸島の島民が避難先としては九州が真っ先に想定されるが、九州の 市民も恐怖に陥ることになろう。こうした事態となれば、九州だけではなく、日本全土の市民が恐怖 に陥ることも想定される。攻撃対象を明確にするためにEABOに関してさらに言及すると、「EABを 設置する際の条件となる C-130輸送機や C-17輸送機の離着陸が可能な滑走路(長さ約 1500m以上) を有する島嶼となると,北から種子島,屋久島,奄美大島,徳之島,沖縄本島,伊江島,久米島,宮 古島,下地島,多良間島,石垣島,与那国島の12島嶼」120 と指摘されている。米国海軍協会の月刊誌 に掲載された「島しょ要塞」と題する原稿で長崎県対馬,鹿児島県馬毛島,奄美大島,沖縄本島,宮 古島,石垣島,与那国島がミサイル配備拠点の候補地として挙げられていることが国会でも紹介され ている(2021年5月12日衆議院外務委員会での穀田恵二議員発言)。『東京新聞』2021年12月26日 付では場所は明記されていないものの、「水を自給できることを条件に選んだ」として「軍事拠点化 の可能性があるのは約40カ所」と記されている。EABOに際しては航空自衛隊のF35Bや空母化され る海上自衛隊の護衛艦「いずも」「かが」なども活用が想定されることから、F35Bの配備先とされ る宮崎県の新田原基地,護衛艦「かが」の母港である広島県の呉基地なども自衛隊の出撃拠点となる。 これらの基地は軍事的常識から当然,攻撃対象となる。基地周辺の市民も犠牲になる可能性も高くな る。『東京新聞』2021年12月26日付でも紹介されているように,EABO訓練は2021年12月には北 海道や東北地方でも実施されている。日本全土が米海兵隊のEABOの訓練基地となっている。先に 紹介したように、朝鮮民主主義人民共和国は「安保法制」に基づき日本がアメリカと一緒に軍事訓練 をしていることを批判してきたことを踏まえれば、「出撃拠点」「後方支援基地」だけでなく、日本で の軍事訓練基地も攻撃対象となることは否定できない。そして繰り返しになるが、「安保法制」に基 づく「重要影響事態」を日本政府が認定して日本がアメリカの武力行使の支援をしたり、「存立危機 事態」を日本政府が認定してアメリカと一緒に自衛隊が海外で武力行使をすれば、日本本土に対する 攻撃の可能性すら生じる。裁判所はその危険性を直視していない。

¹²⁾ 吉富望「狙いは中国A2AD 自衛隊の協力で戦力不足を解消 海兵隊「遠征前方基地作戦」構想」『軍事研 究 2021年8月号』47頁。

(2) 平和的生存権理解の問題点

安保法制に関わってきた裁判所は、「本件全証拠及び弁論の全趣旨によっても、本件口頭弁論終結 時において、本件各行為〔2014年7月1日の閣議決定や2015年9月19日に安保法制成立〕の影響に より、そのような事態〔日本が攻撃される等の事態〕が生じた事実や、その蓋然性が高いことは認め られず、原告らの主張する自由は抽象的なものにとどまるといわざるをえない」(2021年7月5日長 崎地方裁判所判決。〔〕は飯島補足〕等、「具体的危険」が生じていないとの限定的な説示をしてい る。先に指摘した批判がここでも当てはまるが、たとえば9・11同時多発テロはアメリカCIAすら事 前に把握できなかったが、「そのような事態が生じた事実や、その蓋然性が高いことは認められず」 と断言できる裁判所の能力には恐れ入る。その点に加え、裁判所が「おそれ」を平和的生存権の内容 と認識していないことも問題である。憲法前文を見れば、「恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存 する権利 | と明記されている (傍点は飯島強調)。「恐怖 | とは心理的要因である。ここでいう「恐怖 | には「戦争」や「武力行使」が含まれるのは、非人道的な戦争を起こした反省に基づいて「平和主義」 が憲法の基本原理とされた歴史的背景からも明らかである。「平和的生存権」論の先駆者である星野 安三郎立正大学名誉教授も「ここにいう恐怖とは戦争と圧政の恐怖である。なぜならば、現に戦争が なくても、絶えず戦争の脅威におびえ、それに備えて不気味なサイレンの下、防空演習を強制される ところに平和な生活はないからである」130と指摘する。先に『産経新聞』や元自衛隊トップの発言を 紹介したように、「安保法制」が制定されたことで自衛隊が世界中での武力行使に参加し、その結果、 日本じたいが攻撃対象となることは決して大げさな「妄想」ではなく、「軍事的常識」である。物理 的に武力攻撃を受けるという危険性だけでなく、攻撃対象となるかもしれないという心理的な「おそ れ」、憲法前文に明記されている「恐怖」から免れることも「平和的生存権」の内容であることを裁 判所は正確に認識していない。

(3) 裁判所に求められる「憲法擁護」「市民の権利・自由の擁護者」としての役割

安倍晋三元首相や麻生太郎元首相,そして河野克俊前統合幕僚長は中台危機に際して自衛隊の海外派兵にすら言及した。実際に戦争で犠牲になるのは「戦争」「武力行使」の可能性に言及した安倍・麻生・河野氏たちではなく,戦場に派兵される自衛官やその家族,そして(報復)攻撃を受けることが想定される地域の住民である。先に紹介したように,アジア太平洋戦争では,権力者や軍の上層部は市民や兵士に対しては「国を守る」ために死ぬことを求めた。その結果,約310万人もの日本の市民や兵士が犠牲になった。ところが国のために死ぬことを求めた政治家たちや軍の上層部は,自分たちは危険になると「国のため」に死なずに「逃げた」。敗戦後も決して責任をとることはなかった。アジア・太平洋戦争でも近隣諸国の民衆は約2000万人から3000万人も犠牲になるなど,戦争は甚大な犠牲と被害をもたらすこと,しかし戦争を起こした政治家や軍の上層部の者たちはいざとなれば「逃げ」,戦後も決して責任をとらないなど,「戦争」の無責任さや不合理さが事実で証明された。だからこそ日本国憲法では徹底した平和主義が採用され,政治家や軍の上層部に戦争や武力の行使を禁止し

¹³⁾ 星野安三郎「平和的生存権序論」小林孝輔・星野安三郎編『日本国憲法史考』(法律文化社,1962年)6頁。

ている。ところが安倍氏や麻生氏,そして河野氏は海外での「戦争」や「武力行使」に言及した。実際に戦争になれば,南西諸島や九州は最初に攻撃対象となり,市民が犠牲になる危険性が高くなる。そしてこのような事態になったとき,安保法制に基づく「重要影響事態」や「存立危機事態」に言及した安倍元首相・麻生元首相・河野元統合幕僚長は責任をとるか。今までの事例を見る限り,決して責任はとらずに自己弁護に終始しよう。だからこそ政治家や軍の上層部の対応で戦争に至るような事態を認めてはならない。何より沖縄や九州は最初に武力攻撃の対象となり,多くの市民の生命や身体,安全が奪われる危険性が極めて高くなる。繰り返しになるが,憲法の徹底した平和主義は,政治家や軍の上層部による戦争や武力行使を「永久」に「放棄」している(憲法9条)。戦争を起こすのは政治家や軍のトップであるが,最初に犠牲になるのは実際に戦争に行かされる曹士自衛官や一般市民である。一般の市民や戦場に実際に派兵される曹士自衛官を守るためにも,裁判所は政治家や自衛隊のトップの判断だけで世界中での自衛隊の武力行使を可能にした「安保法制」を憲法違反と判示することが求められる。

残念ながら安保法制違憲訴訟で今まで判決を下してきた裁判所は、政治家の判断で一般の自衛官や市民の生命や身体を危機にさらすなど、「一見極めて明白に憲法違反」である「安保法制」の憲法判断を避け、政府を擁護してきた。フランス大革命期(1789年)に国民に敵対的な対応をしたため、フランスには「司法不信」の伝統がある。いまの日本でも、たとえば2021年10月7日の高江への機動隊派遣名古屋高裁判決のように、市民の権利・自由を擁護する立場を示した判決もある¹⁴⁾。一方、安保法制違憲訴訟に関わってきた日本の裁判所は「市民の権利・自由の擁護のための判所」ではなく、政府の立場にお墨付きを与えるにすぎない判決を下し続けてきた。「憲法擁護」「市民の権利・自由の擁護者」としての役割を果たさず、政府の手下になりさがる、いまの日本の裁判所の現実を見れば、「市民のための裁判所をどう作り上げるか」という問題に真摯に取り組むことが必要となろう。

7 おわりに

台湾をめぐる武力紛争の可能性に関して、2021年7月には麻生太郎元首相、2021年12月には安倍 晋三元首相は安保法制に基づく「重要影響事態」や「存立危機事態」に該当する旨の発言をした。彼 らの発言が明らかにするのは安保法制の本質である。つまり、日本が攻撃されたわけでもないのに、 政治家の判断で自衛隊が世界中での戦争や武力行使に参加することを可能にする「安保法制」の本質 である。安倍元首相や麻生元首相の発言により、安保法制は「戦争参加法」「戦争準備法」の性格を 有していることがより明確になった。南スーダンへの自衛隊派遣も「安保法制」の本質を明確にした (本稿2、3)。

また、2017年、トランプ大統領は朝鮮民主主義人民共和国に対して空母部隊などを派遣した。その際、安倍自公政権は安保法制に基づいて米艦船の護衛をした(自衛隊法95条の2)。このような行為は憲法9条、国連憲章2条4項で禁止された「武力による威嚇」に該当する。その上、こうした形

¹⁴⁾ この判決に関する私のコメントは『琉球新報』2021年10月15日付参照。

で自衛隊が米軍の軍事作戦に関われば、当然、日本じたいが攻撃対象となる。実際、朝鮮民主主義人 民共和国は日本の米軍支援を問題にして、日本じたいを攻撃対象とする発言を繰り返してきた。「安 保法制」は日本に対する武力攻撃や戦争を招き寄せる、「戦争招へい法」としての性質も持つ(本稿4)。

アジア・太平洋戦争(1931年~1945年)では、権力者や軍の上層部は兵士や一般市民に対しては「戦争で国のために死ぬ」ことを求めた。ところが兵士や市民には戦争で死ぬことを求めた権力者や軍の上層部の者たちは、沖縄戦や満洲へのソ連軍侵攻の際の行動で証明したように、自分たちが危険になると国のために戦わずに「逃げた」。戦後も彼らは自己弁護に終始し、多くの市民の死をもたらした戦争の責任を決して取らなかった。戦争で犠牲になるのは兵士や一般市民であること、しかし多くの民衆を犠牲にした戦争を起こした政治家や軍の上層部の者たちは決して責任をとらないなど、戦争は権力者や軍の上層部による極めて非人道的で無責任な行為であることがアジア太平洋戦争でも明らかになった。そこで政治家や軍の上層部に決して戦争や武力の行使などをさせないことに日本国憲法の平和主義の意義がある。ところが政治家の判断だけで世界中での自衛隊の武力行使が可能になる「安保法制」が安倍自公政権の下で成立した。そして安倍氏や麻生氏の発言のように、日本が直接攻撃されたわけでもないのに「日本の危機」等との口実で自衛隊の海外派兵の可能性に言及する。政治家の判断だけで戦争や武力行使に至る可能性をもたらす「安保法制」はやはり「一見極めて明白に憲法違反」と言わざるを得ない(本稿5)。

そして安保法制は全国22ヵ所、25の裁判所で争われている。多くの地裁・高裁で判決が下されている。さまざまな問題点があるが、「平和」の問題に言及すれば、「軍事的常識」に関する知識が著しく欠如していること、さらには「平和的生存権」についての理解もさまざまな点で誤っている。何より問題なのは、裁判所の姿勢である。アメリカやフランスなど、比較的先進国とされる国の裁判官は「市民の擁護者」としての役割に誇りを持ち、市民の権利・自由の擁護のために政府の対応に関して違憲・違法の判決を繰り返してきた。一方、2021年10月7日の高江への機動隊派遣名古屋高裁判決のように、市民の権利・自由を擁護する立場を示した裁判所もあるが、安保法制違憲訴訟で判決を下してきた裁判所は「憲法の番人」「市民擁護」の役割を果たさず、政府擁護の姿勢が明確である。裁判所の実態は極めて深刻であり、こうした状況に対応するためには、「市民のための裁判所をどう作り上げるか」という問題にも今後、本腰を入れることが必要になる(本稿6)。

謝辞

家本先生からはポーランドを中心とするヨーロッパのことについて多くのことを教えて頂きました。私は安保法制に関する意見書・陳述書を東京地方裁判所,長崎地方裁判所,釧路地方裁判所,宮崎地方裁判所,山口地方裁判所,名古屋地方裁判所,福岡地方裁判所,札幌高等裁判所,福岡高等裁判所,東京高等裁判所等に証拠として提出しましたが,その中には家本先生から教えて頂いた,アウシュビッツ(オシフィエンチム)の生存者のPTSDの状況などを紹介したものもあります。この場にてお礼をさせて頂きます。

また、家本先生には本学のポーランド留学ツアー等でも大変お世話になりました。家本先生の今後

のご多幸とご健康を祈念しています。

追記

本稿4の執筆に際しては、小西洋之参議院議員から貴重な資料の提供を頂きました。また、本稿注 (3) の築城基地の現状の執筆に際しても行徳市議会議員徳永克子先生、築上町議会議員宗晶子先生、 渡辺ひろ子さんから多くの情報や資料、説明などを頂きました。この場にてお礼をさせて頂くと同時 に、文責はすべて私にあることもお断りさせて頂きます。